

知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

2011

月
刊

中小企業レポート

4

No.413

長野県中小企業団体中央会

特
集

連携で支える「買い物弱者」

―組合組織を活用してともに生きる―



年金自動受取り

けんしんは、
豊かなシニアライフを
応援しています。



年金のお受け取りは、「けんしん」へ。



長野県信用組合 けんしん

【ホームページ】<http://www.naganokenshin.jp>

知恵と力を合わせて信州を元気に

月
刊

中小企業レポート

2011

4

No.413

-
- 2 **特集**
連携で支える「買い物弱者」
ー組合組織を活用してともに生きるー
-
- 8 **健康を考える**
-
- 10 **ビジネスの視点**
現場、現物、現実からの
情報を大切にする
-
- 12 **イノベーション**
困難に立ち向かうリーダーシップ術
-
- 13 **税務会計Q&A**
事業利用分量配当を行う場合の留意点
-
- 14 **読者からの投稿**
新たな概念を創る
-
- 16 **県内の生き生き組合事例**
信州eループ事業協同組合
-
- 28 **中央会インフォメーション**
-

■お詫びとお知らせ

中小企業レポート3月号5ページの「地域資源を活用した新商品開発地域特産物のブランド保護～団体商標の登録」について原稿執筆者名が欠落しておりましたので執筆者及び読者の皆様にお詫び申し上げますと共に執筆者をお知らせいたします。

執筆者 長野市 綿貫国際特許・商標事務所
会長弁理士 綿貫 隆夫 氏

昭和初期、川岸村（現在の岡谷市川岸）でつつじを植えようと300株を購入したところ、業者の勘違いで貨車3台分のつつじが届いたことが始まり。村中が大騒ぎになったが手分けして植え、今では中部日本一のつつじの名所として知られています。

30余種約3万株ものつつじが山を覆い、赤、白、ピンク、紫と咲き誇り公園内は華やいだ雰囲気になります。

土・日曜日には、岡谷太鼓の演奏や園内を案内する観光ボランティアも常駐します。

■期 間：5月7日（土）～22日（日） 午前9時～午後9時

■入 園 料：無料 但し駐車料金は有料

■アクセス：JR中央東線 岡谷駅からタクシー5分

長野自動車道 岡谷ICから15分

■問い合わせ先：岡谷市役所商業観光課（0266-23-4811）

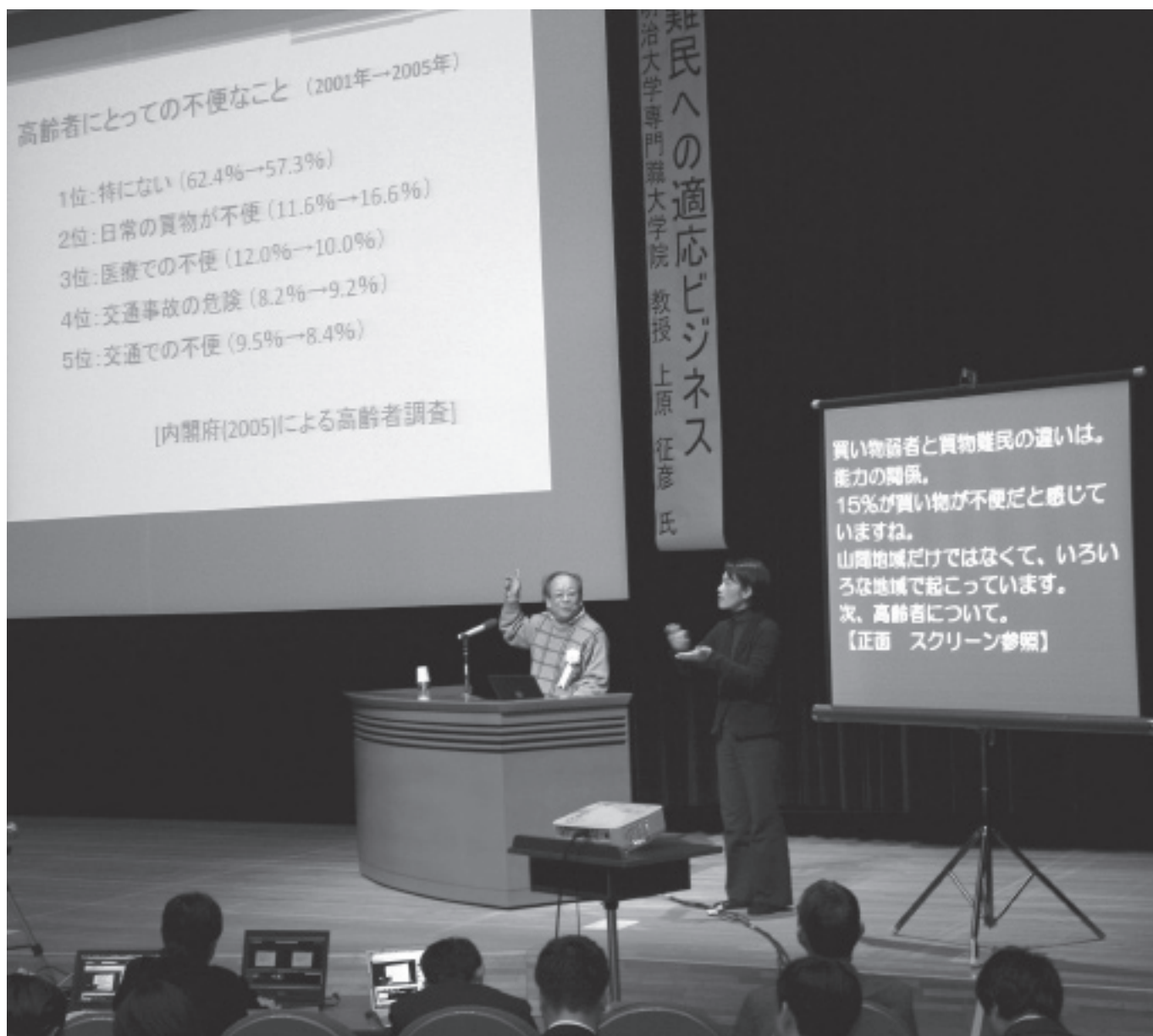
岡谷市観光協会（0266-23-4854）

写真提供／岡谷市役所商業観光課

特集

連携で支える 「買い物弱者」

—組合組織を活用してともに生きる—



長野県内で普段の買い物に不便を感じている高齢者は今、推計5万2,000人～8万人。「買い物弱者（買い物難民）」が社会問題となっている。県と中央会の主催で今年1月27日に開催された「買い物弱者問題について考える県民の集い」（長野市若里市民文化ホール）には多数の参加者があり、関心の高さをうかがわせた。ここでも事例発表された阿智村商工会の高齢者の買い物代行や、まるみつ百貨店（諏訪市）閉店を受けての企業組合労協ながの（長野市）の出店、本誌1月号で取り上げた陽阜ショッピングセンター（下條村）など、各地でさまざまな支援の取り組みが行われている。本特集では「県民の集い」の基調講演の要旨、さらに長野市と豊丘村での買い物弱者支援の取り組みなどを紹介する。

■「買い物弱者問題について考える県民の集い」基調講演より

「買い物難民への適応ビジネス」

明治大学専門職大学院 教授 上原 征彦 氏

買い物難民はビジネスチャンス

今、ビジネスは新たな変革期にきています。買い物難民はこれからどんどん出てくる可能性があり、それに対応して流通などビジネスのあり方が変わってくると考えています。

買い物難民問題は社会福祉政策の一環として、国や地方自治体がお手伝いしていく、ボランティアでやっていくという動きも重要です。しかしその動きは長く続かない。ビジネスとして、適正な価格で買い物難民たちに適応していくことが非常に重要です。

買い物難民は日本全国の高齢者のおよそ15～6%、約600万人といわれます。しかし買い物に困っているのは高齢者だけではなく、私の推計では1000万人を超えています。この買い物難民をうまくとらえられれば、逆にビジネスチャンスになる。むしろこれから伸びていくビジネスといえるのではないかと、というのが私の考えです。

流通業では、お客を集めるビジネスから、お客に自ら近づいていくビジネスが主流になってきています。それで通販やインターネットビジネスが伸びているのです。東京駅、品川駅などの「駅ナカ」ビジネスも、お客を待っているのではなく、動いているお客・集まっているお客に近づいている。まだ消費者、特に高齢者はそれに慣れていませんが、おそらく新しい方向性がこれから出てくだろうと考えています。



上原教授

キーワードはカプリング（協働）



クロネコヤマトのネコピットのデモンストレーション

買い物難民にどう対応していくか。

例えばクロネコヤマトは、セールスドライバーがお客が欲しい商品をパネル操作の「ネコピット」でネットスーパーに注文し届けている。宅配機能を利用して買い物難民に適応している非常に良いケースです。

これからのビジネスは「カプリング（協働）」です。場合によっては役所とビジネスとの協働もある。これを新しい公共といい、官民が組んでお互いに得をするという方向にいくと思います。

ひとつは、流通業者と交通機関との協働です。異なるものをつきあわせていくというのがカプリングの概念で、赤字の路線バスも他と組めば儲かるビジネスにできる。例えばスーパーマーケットと協働で、需要の多いところを結びオンデマンドバスを走らせる。さらにバスに商品を積んで行き、高齢者はその中で商品を選んで買い物をする。そういう実験もいくつかなされています。そのためには今後、行政も規制緩和していく方向を考える必要があります。

また地域コミュニティとの連携もある。地域の人たちが会合する時、スーパーマーケットが商品を持ってきて売る。さらに介護・福祉との連携として、介護施設に店を出し在宅介護で使う商品を販売する。

行政サービスとの連携も重要です。田舎の役場は結構広く、人も集まる。スーパーマーケットがそこに売り場を借りて商品を置けばいい。こういう新しい考え方がこれからは必要だと思います。

消費者の変化で通販が拡大

ある計算によると通販市場は10兆円オーダーともいわれます。インターネットや通販が伸びているのは、ひとつにはファミリーユースからパーソナルユースに変わってきているからです。

私の家族は家内と子供2人。家内がスーパーマーケットから食材を買ってきてみんなで食べると経済効率が良かった。ところが今は夫婦2人きりになり規模効率がきかず、一人で食べる方がより効率が良い。高齢者はパーソナルユースなんです。重要なのは高齢者が独自に簡単に買い物にアクセスできること。スーパーはファミリーユースですが、百貨店のデパ地下はパーソナルユース。これは非常に重要です。さらに、消費者の情報処理能力が拡大しているので、パソコンを高齢者にも使いやすくすればもっと情報が入る。

一方、日曜日に買い物に行くなどのスケジュール型購買から、パッと目についた時に買ったりネットで注文して買う条件適応型購買が増えています。また高齢者は買おうと思っているものに対して実際に買うものが減る傾向にあります。持って帰るのが面倒くさいからです。これを高齢者型購買といいます。

このような消費者の動きから、お店にお客を集めて売るだけではなく、何らかのかたちで家の方に近づいていかざるを得ないのです。

流通が変わる—ネット店舗の優位性

買い物難民を手っ取り早く救う方法はやはりネット店舗です。これを高齢者向けにうまく整えていく必要があります。

品選び要求を満たすという点で、ネット店舗はどうしても小売店よりも有利に立ってしまう。品揃えに関して物理的制約がないからです。また買い物アクセスが良い。例えば家に帰って買い忘れに気づいても、また行くのは面倒くさい。ところがパッと買えるのがネットなんです。もうひとつ、日々変化する。コンビニは適当な時に商品や雰囲気を変えますが、ネットは情報ですから、雰囲気を変えるのも有利。ネットの魅力にとりつかれるのも無理はありません。

今流通は新しい方向に変わっています。お客を集める業態（集客型流通）からお客にぶつかっていく業態（接客型流通）へと明らかに移ってきています。生き延びているのは専門店。専門店が売れ筋を見ながら品揃えをしますが、専門店は顧客を管理し一人ひとりのお客を見て近づいていくからです。

もうひとつは、モノを集めて売るビジネス（集物型流通）から何かを創造していくビジネス（創造型流通）へ。無印良品やユニクロのように自分でつくと価格は3分の1にできるのです。もうひとつ重要なのは、無印良品のように単に取引で結びつくだけでなく、生産者とぴったり結びつくこと（サプライチェーン）。また広い売り方から、特定のお客に深く入る強い売り方をする。そんな売り方を考えれば、買い物難民に適應していくビジネスが考えられると思います。

社会の大きな課題を見つけること

これからのビジネスで重要なのは、社会の大きな課題を見つけることです。

日本の農業はいろいろな問題を抱え、生産量を急速に伸ばすことができません。そんな中で、農業と協力してさまざまな商品を開発している流通業がある。社会的課題を見つけると、そこに自然と儲けが出てくるのです。

人マネをしているだけではこの問題は解決できません。民と官の区別をあまり気にしないことも重要です。例えば私が関わる埼玉県の地域ブランド協議会では、官と民がうまくかで農産物の売上げを伸ばしています。いろいろと制約はありますが、果敢に挑戦することが大事です。

もうひとつ重要なのは、自分の強みを生かすことです。自分一人では絶対にだめ。自分の強みは他と組んで初めて生かせる。ですから、農商工連携など他業界と連携を図ることは非常に重要です。

最後に、買い物難民問題についてまとめます。

まず、お客を集めるビジネスから、お客に近づくビジネスに変わった。だから買い物難民に近づくことができれば他の需要にも対応できます。次に、協働。一つ一つは赤字でもいろんなどところと組むことで強みになります。そして、お役所が変わらないとだめ。民間だけではできないことがあり、役所が関わることで、両方とも儲かるビジネスができます。以上3つを提案して私の話を終わります。ありがとうございました。



「県民の集い」より

移動販売車「ひっぱりだこ号」で買い物弱者支援

●農業生産法人(株)平成農園の取り組み

地域事業者との連携も

米や野菜のイラストと「ながのいのち」のロゴが目立つ、1台の白いバンが長野市郊外の中山間地を走る。長野市農業公社が中心になって取り組む「ながのいのち」ブランドの移動販売車「ひっぱりだこ号」だ。

運転するのは農業生産法人(株)平成農園（長野市）の中澤基社長。買い物に困っている中山間地の高齢者を支援しようと数年前から独自の展開を考えていたが、「ながのいのち」推進協議会のメンバーの一員として2010年4月スタートさせた。移動販売車は使用していなかった同社所有の車を活用した。

長野市内の中山間地、郊外はもとより中心市街地、さらにはケアハウスなどの施設にも定期的に巡回。一人暮らしの高齢者などから電話注文を受け、米、野菜などの食料品を中心に販売する。買い物だけでなく、中澤社長とのコミュニケーションを楽しみにしている人も多い。代金はレジで管理し必ずレシートを発行する。本人がどのくらい購入したか明確になり、離れて暮らす家族にも安心してもらえるという。



ひっぱりだこ号



ひっぱりだこ号のデモンストレーション

また同協議会メンバーで、中山間地でおやきを製造販売する「信更いっぽ」「たんぼぼ」などの事業者と連携し、おやきの委託注文販売も行う。「信更地区など中山間地のお年寄り、具が豊富で温めるだけで食べられるおやきを主食のようにしている人も多い。おやきだけで350個持って回ることもあります」と中澤社長。「事業者も移動販売によって販売量が増え、みんなにメリットがあると喜ばれています」。とはいえ移動販売車は「採算は度外視」が実情だ。



中澤基社長

大切なのはコミュニケーション

同社は米などの減農薬・有機栽培を行うほか、遊休荒廃地対策としてマコモタケや菊ごぼうを栽培。さらに食品メーカーと共同でマコモタケ豆腐を開発するなど、食品加工・流通販売も事業展開する「六次産業」だ。

同社はそのような農業法人を対象にした県の「新規就農準備研修事業」の助成を受け今年度、研修生を2名採用。移動販売車の専従スタッフとして雇用・研修を行い、増車も視野に入れ巡回数を大幅に増やす予定だ。

さらに、長野市内に約200カ所あるといわれる老人介護施設への巡回にも力を入れる。施設に入居したばかりの高齢者は寂しさなどから食欲をなくすことがある。しかし、移動販売車の巡回がきっかけで元気を取り戻す例もよくあるといい、「求められているのはモノだけでなく、コミュニケーション」と中澤社長は強調する。

一人暮らしの高齢者との定期的なふれあいにより、高齢者の安全確認、健康管理の役割も担う。離れて暮らす家族が様子を心配し、同社に直接電話をかけてくることも。中澤社長は日赤の救急救命に関する講習を受講し資格を取得。つねに血圧計を持ち歩き、認定された知識をもとに適切なアドバイスも行っている。

「高齢の買い物弱者や貧困などで困っている人を助けたい。“お互いさま”の気持ちで取り組んでいます」。何より「志」に支えられたボランティア活動だ。

共同店舗における無料送迎バスサービス

●豊丘ショッピングセンター協業組合の取り組み

高齢買い物弱者の期待の大きさを実感

飯田市の北東に位置する天竜川の河岸段丘のまち、豊丘村。豊丘ショッピングセンター協業組合（小木曾廣代表理事）の「パルム豊丘」はその中心市街地にある。生鮮食料品を中心に日用品、酒類などを扱うスーパーマーケットだ。

同組合は1991年、個人商店主6人で設立し、町唯一の大型店として地域商業の核となってきた。しかし、同店の半径5キロ圏内には競合大型店が4店舗あり（いずれも村外）、厳しい経営環境にさらされている。

村外大型店に客が流れるなか、その対策とともに、車が運転できない高齢者の利便に 대응しようと2003年にスタートしたのが無料送迎バスの運行だ。すでに送迎バスをスタートさせていた陽阜ショッピングセンター協同組合（下條村）の吉村守博会長のアドバイスを受けてのことだった。

バスは水曜日と日曜日を除き、村内全域、高森町、喬木村の一部も加わる5コースを週1回ずつ運行する。いずれも始点から同店まで約30分。「365歩のマーチ」を流しながら走り、利用者は手をあげれば乗車できる。同店で買い物ついでに近くの銀行、郵便局、役場で用を足すことも可能だ。帰りは同じコースを戻り、足の悪い利用者などは玄関先まで送り届けることもある。「普段会えない友だちに会えると誘い合って利用

パルム豊丘



買い物客でにぎわうパルム豊丘店内

したり、自分で好きな買い物ができると喜ぶ人が多い。高齢買い物弱者の期待の大きさを実感します」（小木曾代表理事）。

利用客は年々増加。その対応とバスの老朽化により、今年3月、ステップが付いた高齢者により配慮したバス（15人乗り）を新車購入した。



村が支援した待合所

モデルケースにしていきたい

今年は同店前の村営バス停留所の待合所を拡大・整備した。村営バスの利用者はもとより、送迎バスを利用する高齢者がより快適に利用できるようにとの配慮からだ。村は送迎バスと連携することで、買い物弱者対策と地元商店街の活性化をめざす。

「激変の時代に対応しながら、店を次の世代に引き継いでいくことが我々のビジョン。とにかく事業を継続していかなければいけないと思っています。村とも積極的に連携を図りながら、地域にも自分たちにもメリットがあるモデルケースにしていきたい。それが地域コミュニティの一環として営業する地域密着店のひとつのあり方であり、地域貢献。そうすることが我々の使命だと思っています」と小木曾代表理事は力を込める。そのため従業員全員の意識改革を図り、売り場づくり、新たなニーズへの対応、経営の効率化などに努めているという。「地元で生まれ育った我々が、地元から撤退することはできませんから」。

このような意識と積極的な取り組みが進んでいる。



無料送迎バス

買い物弱者支援に企業組合制度の活用を

移動販売車を巡回させる、宅配で届ける、身近に買い物ができる店をつくる、送迎やコミュニティバス、乗り合いタクシーなどで出かけやすい環境をつくる。買い物弱者対策にはさまざまな支援策が考えられる。このような新規事業を地域をあげて、また仲間同士で始めたいと考えた時、まず体制づくりが必要になる。そんな時に活用したいのが創業を応援する「企業組合制度」だ。

これはサラリーマン、主婦、学生、個人事業者など4人以上で設立が可能で、一定の範囲内で法人も加入し連携できる。学歴・年齢・性別を問わず、働き方や給料もみんなで決められる民主的な運営組織だ。現在、全国約2,500の企業組合が事業活動を展開している。

◎企業組合の特徴

1. 組合運営に対する発言権は平等

株式会社と異なり、組合員は出資額に関係なく議決権・選挙権が平等に与えられる。

2. 組合員は有限責任制度が適用

有限責任制度が適用され、債務弁済に対しての責任の範囲は組合員それぞれの出資額を限度とする。

3. 共に働く組合員は勤労者と同じ地位が与えられる

組合員は株式会社の株主に該当。従業員ではないが、受け取る所得は給与所得扱いになる。配当も可能。

4. 営利追求ができる

会社同様、営利を追求する組織であり、利益は組合員に配分することができる。株式会社への変更も可能。

5. 支援施策・税制上の優遇措置を活用できる

法人登記に対する登録免許税が非課税。行政庁の認可を受けるため社会的信用度が高まり、専門支援機関の支援等も受けられる。

■企業組合事例■ 「企業組合中央青空企画」（熊本県荒尾市）

新たな産業振興による地域再生をめざして、地元商店主5人が企業組合を設立。商店街の空き店舗を活用し、農産物直売所兼ワイナリーを開設した。地元農家の新鮮野菜や自家製造ワイン、日用品等を販売する。郊外への買い物が困難な高齢者が徒歩圏内で購入できるようになり、商圈150世帯ながら一日10万円前後を売り上げる。利用する高齢者にとっては組合員とのレジでの会話も楽しみのひとつになっているという。

買い物弱者支援として注目される「サービス介助士」

サービス介助士（ケアフィッター）の資格が注目されている。これは高齢者や障害者が安心して街中や施設を利用できるように、迎える側に必要な「おもてなしの心」と「介助技術」を身につけるための資格。車イス利用者、足や視覚に障害を持つ人などが困っている時に手をさしのべ手伝い、適切に接遇できるようにする。

買い物弱者支援はとかくハードウェアばかりに目が向かいがち。しかしサービス介助士は、高齢者や障害者が気軽に買い物ができる環境づくりをソフト面から支え、社会参加をさらに促す。その点で今後ますます重要になると思われる。

※サービス介助士（ケアフィッター）＝NPO法人日本ケアフィッターサービス協会が認定する民間資格

| 健 | 康 | を | 考 | え | る |

「掌せき膿疱症」 「金属アレルギー」



手のひらや足の裏に多数の赤みを伴った水疱ができる病気です。口腔内の細菌が原因で起こる場合があります、進行した大きなむし歯で歯の根の先に起こったり、歯周病で起こることもあります。口の中が原因で起きた場合は歯科治療により原因を取り除くことで治癒します。歯にかぶせた金属が体に合わない場合も同じような症状が現れることがあります。この場合は金属を使

わないとか、別の種類の金属に替えることで治ってきます。

掌せき膿疱症はむずかしい名前ですが、某有名女優が罹患したことでこの名前を聞いたことがある方もいらっしゃるかも知れません。この病気の原因は「ビオチン欠乏」によるものという説が最も有効です。ビオチンとは体外からの摂取ではなく、腸内でつくられるビタミンH。腸内細菌の環境が悪化し、ビオチンが

つくられない又は腸内細菌がビオチンを食べてしまい結果としてビオチン不足になって発病すると考えられています。掌せき膿疱症の人には糖尿病を併発している人も多く、喫煙も厳禁です。ニコチン代謝のためにビオチンが大量に使われるためです。腸内環境を改善しつつビオチンを体外から補給することで治ってきます。



「扁平苔癬」



原因が不明なこともあります。歯科の金属によるアレルギーにより症状が出る場合があります。金属に接触する口の中の粘膜に紅い斑点・白い斑点や刺激のある痛みが現れたり、金属に接しない別の部位の粘膜や離れた皮膚に症状が出たりします。原因となる金属を他の金属などに替えることで良くなってきます。日頃から時計や装飾品などに対してアレルギーの出やすい人は要注意です。

「尋常性天疱瘡」

原因は不明ですが口の中の粘膜や皮膚の成分に対する自己免疫疾患です。中高年に多くみられ、自分で自分の組織を壊してしまう病気です。最



初に症状が現れるのが口の中の粘膜であることが多く、ついで皮膚に大きな水疱が現れます。正常な皮膚を指で擦ると水疱が形成されます（ニコルスキー現象）。再発しやすい病気です。昔から口の中の傷は治りやすいといわれていますが例外もあります。

「認知症」

病気による脳の萎縮や脳血管性障害で正常に発達した知的機能が継続的・段階的に低下し、日常生活に支障をきたした状態です。認知症の進行防止改善には、手指の運動、噛むことによる食事、本人の興味を引き出すことなどによって脳の血流を改善し、脳の活性化を図ることが有効です。特に食事は毎日欠かすことの出来ない行為であり、患者さんが自分で噛み、食事をおいしく味わえることは認知症の防止・改善に有効なことが判ってきました。

「バージャー病」

日本に10,000人ほどの患者さんがいるといわれています。特に喫煙する20～40歳代の男性に好発する手足の閉塞性動

脈疾患です。この病気は末梢血管に閉塞をきたすために手足に血液が十分供給されず酸素不足となり指やかかるとに痛みや潰瘍を作ります。原因は不明で国の難病に指定されています。タバコを吸わない人にはほとんど現れません。この病気の人全員が中等度から重度の歯周病があり、患部の血管のほとんどから歯周病菌が見つかっています。また歯周病がある人の方がいない人よりも潰瘍が悪化します。口腔ケアが行き届いた国ではこの病気が減少したといわれています。禁煙が最大の予防です。

(終わり)



長野県保険医協同組合
理事 鈴木 信光
(辰野町 鈴木歯科医院)



現場、現物、現実からの情報

中小企業診断士 滝澤 恵一

多様化している価値観を反映して生きるところがさまざまにある複合多元社会で個性を発揮するためには、情報の受発信と処理が大きな役割を果たす。

情報化社会においては、情報誌紙やインターネットはじめさまざまな情報の発信、受信、伝達、収集手段があるが、情報氾濫、情報洪水の中で、自分が信じることができる大切な情報をどうみつけるかということがもっとも大切なことである。

インターネットのホームページの検索や情報誌紙から自分がほしい情報も入手できるが、自分にとって価値ある情報を得るには、「これに関する情報がほしい」と発信しておくこ

とが必要である。情報も人との関わりの中で活かしあうことが大切であるので、友人知人に、「この情報がほしい」と伝えておくのである。友人知人とおたがいに支え合う人間関係ができていれば、必ず情報を伝えてくれる。生きた情報を伝えてくれる。かなり精度の高い情報を得ることができる。

情報誌紙やインターネットで得た情報をそのまま信じるようではいけない。発信者は善意で発信してくれるであろうが、発信する情報自体が加工されているからである。情報の伝達、収集手段で得た情報で、「これだ」と思えるものがあつたらその情報が発信された、あるいは取材の対象となった現場を見ることが大切である。現場に行つて、自分の心に「ずしん」と感じる「なにか」があつたら、その情報がその人にとって必要な情報なのである。

現場で自分の心が感じたものを信じることである。そうでなければ、情報の波に自分が埋没して自分らしい生きかたができなくなってしまう。振り回されてしまう。的確な意志決定ができなくなってしまう。現場で感じたら、それを考えてみて、信じるに値するものなのかどうかを吟味することだ。

ときには、情報誌紙やインターネットからの情報を締め出してしまうということも試してみるとよい。インターネットで検索して情報を漁ったり、情報誌紙を読み漁るというような情報の伝達、収集手段に依存していなく



を大切にする

ても、必要な情報は入ってくる。まちを歩いても、人と話をしてもほしい情報をほしいと「意識していれば」入ってくるものである。

会社経営の現場の中には、その人にとって、あるいはその会社にとっての生の大切な情報がいっぱい詰まっている。現場で自分の目で見て、自分の耳で聴いて、自分の肌や心で感じたことを自分の人生観、経営観で見つめ直してゆけば、それで十分にその会社にとって必要なものがあるのである。

情報化社会は情報が動き、その加工された情報をたよりにものごとを分析、推論し、意思決定をし、なにかをつくりだして、さらにそれを発信していくという面を持った社会である。ともすれば、人が人として生きているということを忘れてしまうような経済活動をしてしまいがちな社会である。現場、現物、現実から離れた「バーチャル社会」となってしまう危険性をはらんでいる。

人には五感があり、その奥には心がある。五感で感じたものを、そのさらに奥にある良心や本心といったもので感じるができる。経営や生活の実感から生まれるものがもっとも大切なものなのである。現場、現物、現実から実感したものがもっとも大切なものなのである。

人にはさまざまな機能がある。心の中で生ずる考えである観念をつくり出す頭の中の理



性的な部分だけが機能ではないのである。腕や足などを動かし活かす機能もあるし、感じるという機能もあるのである。自分が言いたいことや感じていることを顔や身体で表現することもある。人が人らしく生きるには全人格、全身体機能を活かしながら、その中で伸びる個性を発揮してゆくことが必要であり、大切なことなのである。

机上で数字から物事を判断し、意志決定したり、コンピュータの画面で映し出される情報だけでやり取りしたりするだけでは、人として持っているさまざまな能力や機能を活かしていることにはならない。人として持つ能力や機能を活かすこと、成長させることが大切なのである。情報は、現場、現物、現実から離れたものであってはいけないのである。

信州ビジネスコンサルタント

協同組合理事長

困難に立ち向かうリーダーシップ術

いったん破綻した会社の再建を成し遂げるだけでも大変なのに、会社再建のみならず残業を減らし早く帰る体制をつくることに成功し、社長になった人をご存じでしょうか？さらに自閉症の長男を含む男2人女1人・3人兄弟の子供の面倒を見て、肝硬変とうつ病で43回の入院をくりかえす奥さんのケアもこなした方です。毎朝5時30分に起床して子供達の弁当と朝ご飯を作り、定時より1時間早く出社して仕事をやり、午後6時の定時には会社を出て家に帰り子供達のご飯を作ったり、教育を行う生活を送る。休日に1週間分の掃除・洗濯・買い物をして病院へ奥さんのケアに行く。会社では課長になったばかり。だから『無理だ』ではなく、課長ならば今までよりも自分の考えで仕事を組み立てることができるかと捉え、会議を半分に減らし、資料は事前配付の徹底、あまり重要でない業務の洗い出しと切り捨てなどを実行することにより午後10時過ぎまで残業が当たり前の会社を定時に帰ることのできる会社へと、体制づくりをしています。

通常ならば仕事と家庭は両立できないと考え、会社を辞めることを選択すると思うのですが、ピンチをチャンスに変え（自分を見直すチャンスと捉え）仕事や生活の仕方を見直して、極限にまで自分と組織の時間管理や行動管理を最高水準に高めることにより、会社再建と幸せな家庭づくりを両立させています。男手ひとつで子育て、会社を育て、奥さん孝行を実現しているのです。自殺未遂を3回もした奥さんの健康回復も実現しています。破綻した赤字体質の会社を黒字に塗り替えるだけでも大変なのに、上司も部下も巻き込んで時間短縮まで実現していきます。『だらだら残業』を、『プロ意識と羞恥心の欠如だ』というポリシーから減らしていきます。

この伝説的な人物は、1944年秋田県に生まれ、6才で父親を亡くし、母子家庭4人兄弟の次男として、母親の文字どおり女手一つで成長し1969年に東京大学経済学部を卒業した、『仕事も家族もあきらめない』『ワーク・ライフ・バランス』で有名な(株)東レ経営研究所元社長、佐々木常夫氏であります。（詳細はWAVE出版『部下を定時に帰す「仕事術」』などをご参照ください。）

世界的な経営環境の悪化で、予想もしなかったような業績の悪化に遭遇している経営者やリーダーが少なくありません。利益が出ないのは、売上げが伸びないのは、100年に1回の不況だから、しょうがないと考えがちなのが通常だと思います。しかし、「苦難や困難は次なる成長のステップである」と分かりきっていても、『やっているつもり』というレベルと『本当に自分自身のすべてをかけて実行している』とでは、全く違うことで、佐々木元社長のように、通常の間人なら諦めてしまうことに立ち向かい、周りも巻き込んで良いチームにしていく、このリーダーシップ100%の生き様を見たとき、「この生き様を実践していれば、自分の生きてきた道って『もっと』可能性がたくさんあったはずだし、これからの自己や自分の関わる組織に『もっと』可能性がたくさん生まれるはずだ」と、反省しきりでした。



税務会計



朝日長野税理士法人 代表社員 税理士 西山 利昭

事業利用分量配当を行う場合の留意点



【質問事項】

当組合では、今期剰余金が計上できたので、事業利用分量配当を実施したいと思いますが、その税法上の取り扱いについて説明してください。



【回答事項】

法人税法上、協同組合等が各事業年度において支出する次の金額は、確定申告書の別表四の減算項目に記載することを要件として、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することができます。

- ①その組合員その他の構成員に対しその者が当該事業年度中に取り扱ったものの数量、価額その他その協同組合等の事業を利用した分量に応じて分配する金額
- ②その組合員その他の構成員に対し、その者が当該事業年度中にその協同組合等の事業に従事した程度に応じて分配する金額

(1) 金額の範囲

法人税法上、利用分量配当金が損金算入の適用を受けるためには、組合員との取引によって生じた剰余金と、そうでない剰余金とを明確に区分する必要があります。

したがって、利用分量配当を行うためには、事業別損益計算が実施されていることが必要で、1つの事業についての利用分量配当はその事業によって生じた利益の範囲内において、組合と組合員との取引の量に応じて分配することが必要です。仮に、事業別損益計算を実施していない、又はその算出方法が曖昧である場合、その配当は法人税法上、利用分量配当に該当せず、組合員に対する出資配当に該当し、法人税法上の損金算入の適用を受けられません。また、組合法により、出資配当は年1割を超えない範囲内で行うこととされています。事業別損益計算を実施しておらず、配当が出資配当に該当するとされた場合において、出資配当額が出資額の1割を超えるときは、組合法違反となりますので注意が必要です。

(2) 経理処理

組合は利用分量配当金の支払に当たって源泉所得税を徴収する必要はなく、損金算入の取扱いを受けた部分は、支払を受けた法人組合員の側では益金算入しなければならない、受取配当金の益金不算入の対象とすることはできません。一方、組合員が個人事業者である場合には、組合が損金算入とした利用分量配当金は事業所得の収入金額となります。また、事業別損益計算を実施していない、又はその算出方法が曖昧であることにより、損金不算入となった利用分量配当部分については、出資配当に該当するため、組合側では20%の源泉所得税を徴収する必要があります。

組合が総会の決議後に利用分量配当金を未払金として経理している場合、その未払金が組合員別に確定しているときに限り、その事業年度の損金に算入することができます。

(3) 承認手続

組合における利用分量配当金は、組合員が組合に支払った事業取扱手数料等の割戻しに相当するもので、組合決算に当たっては、これを剰余金処分案の中に計上して、総会の承認を受けることになっています。

豊かな人生を謳歌する = 創造思考の奨め

想定外の出来事となった東日本大震災。地震、津波、原発事故が重なった被災はすべて白紙からの復興を強いるものとなりました。被災地のみなさまには衷心よりお見舞い申し上げます。一方、社会を取り巻く環境はグローバル化、人口減少、成熟化が複合して、明視こそできないが想定外の地殻変動が生じています。この一大事を乗り切るために、中小企業は、「新たな概念」を打ち立て構想することが、被災地と同様とても大切です。

● <新たな概念のつくり方を知る>

新たな概念は、物づくりに、共に生きるのに、自然の摂理を学ぶにも役立ちます。この構造は、震災復興と同じ「砂宮の話」で説明ができます。ある人が、干潮の時浜辺の砂で宮殿を作った。しかし、宮殿は満潮の時を経ると跡形もなく砂浜に戻りました。この干満の潮は時間と自然の摂理を象徴し、人智で形を成したものは土に還るのが天命と教えています。砂宮殿の営みは90年を生涯とすると65,700分の1に圧縮できます。従って、新概念を実現する仕組みは人間の生死を最大とするスタートとゴールの繰り返しであることが解ります。だから、新概念づくりは、過去・現在・未来の事柄を解析し、時間で組み立て、目標に挑戦する仕組みとなっています。以下は新概念づくりの肝心なことについて述べます。

1. 長いタイムトンネルを構想する

「長いトンネルを抜けると雪国だった」川端康成の『雪国』は、舞台転換が情緒豊かに書かれています。このトンネルは、時間が短ければ環境を変えることは難しく、長くなれば私達の環境を劇的に変えられます。また、硬直化した組織は、周囲の人々が賛意50%以下であっても、柔らかな発想を尊重する気風づくりに挑戦しましょう。経営の神髄は改善の積み重ねと信じる方は、新概念を実践のとき、ふんだんに改善を織り込めば、異次元の舞台に脱却できます。今は！物事を驚掴んで、舞台を変えるのが貴方のためです。

2. 新概念を提案する能力を体得する

手塚治虫の『3つ目がとめる』の作品は、3番目の眼に×印の絆創膏を貼って登場するが、絆創膏を剥がすと「3つ眼」になり驚きの能力を発揮します。これは、私が創始したミツワ思考法と同じです。この考え方は、3つの本質と属性を連関する事象・事柄の仕組みで、汎用性が高く普遍的な真理が16の原理96項目に秘められています。ミツワ方式は使いこなすほどに、貴方がめざすべき概念を見つけられます。

3. 意識を集中し持続させる

概念を現実にするには、夢をあこがれる力、概念をつくる智力、目標を実践する執着力が必要です。ですが、3つの力は、個人ですべて満たすのが難しいので、プロジェクトでの取り組みがお奨めです。しかし、個人で取り組むには、一日に最低1個「断片情報」をメモすることでプロジェクト並みの効果が期待できます。また、メモを習慣にすると、集中力が高まり潜在意識に刻印され、充実した自分史が記憶され、その記憶を組み合わせると未来の構想力も緻密になります。貴方は確実に豊かな人生を謳歌できます。

(社)中小企業診断協会 長野県支部理事・ミツワ思考法創始者



知る人ぞ知る、そばと家庭料理の“隠れ家”

のどごし抜群、細打ちのそば



細打ちのそば。細かく刻んだ薬味のネギが珍しい

戦国時代の館の要素を今に残すといわれる、松本市笹賀の史跡「神戸の館跡」。ここに建つ築270年の本棟造りが「館そば」だ。現当主で19代目という丸山家の旧宅を20年前にリニューアルし、そば店を開いた。切り盛りするのは奥さんの丸山陽子さんだ。

どこにも店の看板がない。しかも、完全予約制(前日までに)。ここがそば屋だということを地元の人すら知らないかもしれない。ところが「インターネットで見つけたと、わざわざ大阪からお客様が来られたこともあります」と丸山さんが明かすように、まさに知る人ぞ知る“隠れ家”のような店だ。実は有名人もよく訪れるという。

そばは細打ち。のどごしの良さは抜群で、歯ごたえも良い。挽きぐるみのせいか、そばの香りと旨みが際立つ。

自家栽培の野菜を中心とした手づくり料理も人気が高い。地産地消で季節の旬を楽しんでもらおうと、丸山さんと主婦のスタッフがアイデアを盛り込んだ家庭料理だ。「近所をひと回りすれば、天ぷらの材料など結構集まりますから」。



「ほとんど昔のまま」という店内

信州産100%。しょう油も自家製

丸山さんはもともとそばとは無縁。減反政策に

よる転作で、たまたまそばをつくったのがきっかけだった。「どうせなら自分で打ってみようと、親戚のおばさんにそば打ちを教わったのが面白くなって」と笑う。

玄そばは現在、茅野市の知人に生産を委託した信州産100%。自家製粉したそば粉に1割弱の地元産小麦をつなぎとして使うことで、そばに歯ごたえの良さを加えている。国産大豆100%のしょう油は無添加で仕込みから絞りまですべて手づくり。絞ってから1年間寝かせたものを使う。

そばもつゆもプロの技。しかしそば店で修業するなど、専門家の手ほどきを受けたことは一度もないという。「出汁の取り方は人に聞いたり、自分で調べて覚えました。もちろん、そば店の食べ歩きはしましたが」。

おすすめは、そば会席。煮物、一品料理、天ぷら、そばが食事の進み方にあわせて供され、手づくりのデザートで締める。デザートもそばを使ったオリジナルだ。夜は7時まで営業し、お酒も楽しめる。



築270年の本棟造りの「館そば」外観

私も推薦します

赤羽工機有限会社
中島 芳郎 氏

仕事仲間の紹介で連れて行っていただいたのが最初です。以来、年配者に喜ばれる店が案外少ない中、大切なお客様をお連れできる店としてとても重宝しています。必ず喜んでいただけますから。私は自分でもそばを打つほどのそば好きですが、田舎そばとも更科そばとも違うのどごしの良さがある、そばの味は格別だし、つゆもおいしい。手づくり料理もぜひ味わっていただきたいですね。

■館そば

TEL 0263-57-2228
松本市笹賀3933

県内の生き生き組合事例

1次産業（農業者）× 2次産業（酒造業者）× 3次産業（事業協同組合） 「環境」「安全・安心」をキーワードに新たなビジネス展開 **農商工連携・6次産業化への取り組み**

県が開発した新品種「ふくおこし」を農業者が試験栽培、収穫した「ふくおこし」を酒の原料として酒造業者が日本酒を製造、その日本酒を食品廃棄物の資源循環システムで製造した酵母飼料で養豚した「紅酔豚」とをコラボさせて新たな料理、販売方法を開発、3者が「環境」「安全・安心」をキーワードに6次産業化の取り組みをスタートさせた。



長野市内のホテルにおいて披露された新品種「ふくおこし」で製造した日本酒と紅酔豚を活用した「豚しゃぶ料理」

■ 1次産業（農業者） 新品種「ふくおこし」を栽培

「ふくおこし」は、長野県の平成23年度の水稲うるち米の米粉等の認定品種となった。「ふくおこし」は無農薬でも栽培可能な安全・安心な耐病性品種。この「ふくおこし」を試験栽培したのは「下城農園」代表の下城豊嗣氏。同氏の本業は一般貨物自動車運送業。農業経営は本業の傍ら取り組んできたもので、昨年、信州eループ事業協同組合から連携先の酒造会社を通じて依頼されて「ふくおこし」を長野市の約30㌦の水田で栽培した。

「これからも積極的に新品種栽培への取り組みをしていきたい。」（下城代表）と意欲的だ。



「ふくおこし」を栽培した約30㌦の水田（長野市内）



「ふくおこし」を栽培した下城豊嗣氏（右）と
その米で日本酒を製造した飯田基氏（左）

■2次産業（酒造業者） 「ふくおこし」による日本酒製造

収穫された「ふくおこし」を、原料米として日本酒を製造したのは、酒造業者の飯田基氏（株式会社西飯田酒造店代表取締役）。精米歩合は約70%、「日本酒」と「豚しゃぶ用の料理酒」の2種類を製造した。日本酒は「淡麗辛口で、のど越しさわやかな味」に仕上がっている。長野市篠ノ井地区で4月から始まった観光誘客キャンペーン「篠ノ井イヤー」で数量を限定して販売中だ。

今後も、「地元の生産者の顔が見える酒造りに取り組んでいきたい」（飯田代表取締役）としている。



高野保雄 理事長

当組合は異業種の連携による食品循環資源の有効活用を行ってきました。いち早く「6次産業化」のモデル化を実施してきたので、この実績をもとに、これからは組合員だけでなく、広くプランナーとして地域産業の創生を目指した取組みを増やしていきたい。

【6次産業化とは】

「1次産業」としての農林漁業、「2次産業」としての製造業、「3次産業」としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組み。

■3次産業（事業協同組合） 日本酒と酵母豚で6次産業化推進

3月11日に長野市のホテル信濃路において6次産業化推進の商品開発・交流会を開催した。「ふくおこし」の栽培・醸造・紅酔豚の酒料理を発表、試飲試食が行われた。

同組合は食品廃棄物、食品残渣等の活用を図るため平成19年に設立され、食品循環システムを構築、同システムにより酵母菌を利用した飼料を製造、その飼料により養豚された「紅酔豚」の取扱いも行っている。この「紅酔豚」は味も良く、またトレーサビリティシステムを導入した安全・安心の提供も特徴の一つ。

この「紅酔豚」の販売と今回、「ふくおこし」を起点とし農業者と酒造業者と連携して開発された日本酒をコラボさせて付加価値をつけた料理・販売方法の開発に取り組んでいくこととなった。

■今後の展開

この「ふくおこし」は県の認定品種となったこともあり、今後本格的に栽培を増やしていく。「ふくおこし」から製造された日本酒と同組合が取り扱っている「紅酔豚」を活用し、「環境」「安全・安心」をキーワードとして、日本酒をセットした贈答用商品、料理酒をセットした家庭用商品の取扱いにより広く普及を図る予定である。

中央会もブランド化と販路開拓を踏まえたマーケティング全般へ積極的に支援を行っていききたい。
(連携支援部 支援課)

※写真提供：有限会社ネットプレイス
代表取締役 瀬在浩貴氏



中小企業庁

中小企業庁からのお知らせ

東北地方太平洋沖地震による災害の影響で、直接的又は間接的に被害を受けた中小企業の皆さんの資金繰り支援策などをガイドブックにまとめました。
是非、ご活用ください。 (平成23年4月5日現在の中小企業庁のHPから作成)

中小企業向け資金繰り支援策 ガイドブック

東北地方太平洋沖地震による災害の影響で、事業所、工場等の主要な事業用資産に、倒壊・火災等の**直接的な被害を受けた事業者**に加えて、間接的に被害を受けた事業者についても、ご利用できる制度があります。

■東北地方太平洋沖地震による災害に対する資金繰り支援策

災害からの復旧に立ち上がる中小企業者を応援します！

まずは被災中小企業の皆様が、被災現場の復旧作業や被災後の事業の立ち上げに注力していただけるような環境整備に万全を期します。支援策の具体的内容は、各ページをご覧ください。

※今後、施策内容の追加等の可能性もございますので、最新の施策内容については、各制度の窓口（23ページ参照）にご確認ください。

■平成23年度の資金繰り支援策

セーフティネット対策、小規模企業や創業を支援する制度等により、資金繰りを応援します。

■1つの窓口で資金繰りなど幅広く相談ができる

「中小企業電話相談ナビダイヤル」を実施します。

「中小企業電話相談ナビダイヤル」を活用下さい！

0570-064-350 (土日・祝日を含む9:00～17:30)

■東北地方太平洋沖地震による災害に対する資金繰り支援策

1. 特別相談窓口・中小企業電話相談ナビダイヤルの設置

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会（公的金融機関）、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、中小企業基盤整備機構支部、経済産業局等に「特別相談窓口」を設置しています。また、1つの窓口で資金繰りなど幅広く相談ができる「中小企業電話相談ナビダイヤル」を実施します。（土日・祝日を含む。）

0570-064-350（9:00～17:30）

（最寄りの経済産業局等の中小企業課につながります。）

相談内容が具体的な融資や保証の場合は、公的金融機関にご相談下さい。（→23ページ参照）

※今後、施策内容の追加等の可能性もございますので、最新の施策内容については、各制度の窓口にご確認下さい。

2. 被災中小企業者の既往債務の負担軽減 （日本公庫・商工中金・保証協会）

東北地方太平洋沖地震による被災中小企業者の資金繰りに重大な支障が生じないように、返済猶予など**既往債務の条件変更**に柔軟に対応します。この点は、民間金融機関に対しては、金融庁・日本銀行から3月11日に要請済み、公的金融機関に対しては経済産業省から3月14日に要請済みです。また、日本公庫・商工中金においては、被災後、返済期日が到来していても、返済猶予の申込みすら困難な状況が続くことが予想されるため、遅れて申込みをした場合でも、遡及して返済猶予に対応します。

さらに、被災中小企業者の実情に応じ、本人確認等の審査書類の簡素化、契約手続きの迅速化等を通じて、窓口における親身な対応、適時適切な貸し出し、柔軟な条件変更を行います。

3. 災害復旧貸付（日本公庫・沖縄公庫）・危機対応業務（商工中金） ＜直接被害を受けた方、間接被害を受けた方の両方が対象＞

1. 制度概要

長期・低利の資金（設備資金、運転資金）を融資するものです。東北地方太平洋沖地震の被災中小企業者がご利用になれます。

2. 制度内容

①貸付限度額：日本公庫中小事業1.5億円、国民事業3千万円（いずれも別枠）

商工中金1.5億円（別枠）

②貸付利率（※）：日本公庫中小事業1.75%、国民事業2.25%、商工中金1.75%

（※）貸付期間5年以内の基準利率（平成23年3月12日現在）。利率は返済期間等の事情により変動。

3. 特別措置の対象者

以下に該当する中小企業者等については、**金利の特別措置（上記貸付利率▲0.9%）**が受けられます。（貸付後3年間、借入額のうち1千万円が上限。）

○直接被害を受けた方：事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた方（※1）

○間接被害を受けた方：被災事業者の事業活動に相当程度依存している等の要件を満たす方（※2）

※1. **事後（融資実行後を含む）の提出でも可能ですが**、原則として、市区町村等からの罹災証明書が必要です（写しで可）。

※2. 直接の被害を受けた事業者（取引先）の罹災証明の写しが必要になります（**罹災証明書の写しの入手が困難な場合、事後の提出を前提に申し込むことができます**。写しの提出が困難な事情がございましたらお申し込み先にご相談ください。）。

直接の被害を受けた事業者との取引依存度が2割以上の中小企業者等であって、①借入申込後3ヶ月の売上額若しくは受注額が前年同期に比して4割以上減少すると見込まれる又は②借入申込直前2ヶ月の売上額若しくは受注額が前年同期に比して3割以上減少した方が対象です。

被害証明申請書に必要事項を記載の上、お申し込み先にご提出ください。

4. お申し込み先

日本公庫（沖縄県内では沖縄公庫の支店）又は商工中金の支店にお申し込み下さい。（→23ページ参照）

4. 災害関係保証（保証協会）＜直接被害を受けた方が対象＞

1. 制度概要

金融機関から事業再建資金の借入を行う場合、保証協会が保証します。東北地方太平洋沖地震による災害により直接的に被害を受けた中小企業者にご利用になれます。

2. 制度内容

- ①保証限度 無担保8千万円、最大2億8千万円
 - ・ **一般保証と別枠**。セーフティネット保証（22ページ参照）と同枠。
 - ・ **融資額の全額を保証**。
 - ・ 8千万円を超える無担保保証にも柔軟に対応。
- ②保証料率 各協会所定のため、各協会にお問い合わせください。
- ③資金用途 事業再建資金
- ④保証期間 個別に各保証協会とご相談ください。
- ⑤保証人 原則不要（代表者保証は必要。）

3. 本制度の対象者

当該災害により、事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産に、倒壊・火災等の直接的な被害を受けた中小企業者にご利用になれます。原則として、被害を受けた事業所の

所在地の市区町村等からの罹災証明書が必要です（写しで可）。

ただし、**災害救助法適用地域**（厚生労働省ホームページ参照）においては、申込者が激甚災害による被害を受けたものの、保証申込み時点で、**市区町村等の罹災証明書の入手が困難な場合については、事後（保証申込や融資実行後を含む）に提出頂いて差し支えありません。**

なお、上記の中小企業者であれば、被災した地域以外の保証協会でも利用可能です。例えば、本店所在地が大阪市の企業で、被災地にある工場等が直接的な被害を受けた場合には、大阪市信用保証協会を利用することが可能です。

4. お問い合わせ先

信用保証協会にお問い合わせ下さい。（→23ページ参照）

■平成23年度の資金繰り支援策

5. セーフティネット貸付（日本公庫・沖縄公庫）・危機対応業務（商工中金）＜直接被害を受けた方、間接被害を受けた方の両方が対象＞

1. 対象者

社会的、経済的環境の変化により、一時的に売上や利益が減少する等、業況が悪化している事業者等

※以下のいずれかの要件を満たし、かつ、「中長期的にみて業況が回復し、発展することが見込まれる」必要があります。

- イ) 最近の決算期における売上高が前期若しくは前々期に比して10%以上減少していること、又は最近3か月間の売上高が前年同期若しくは前々年同期を下回り、かつ今後も売上減少が見込まれること
- ロ) 最近の決算期における純利益額又は売上高経常利益率が前期又は前々期に比し悪化していること
- ハ) 最近の取引条件が回収条件の長期化又は支払条件の短縮化等により悪化していること
- ニ) 社会的な要因（災害、事故、大型倒産、風評被害等）による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障をきたしていること又はきたすおそれのあること 等

2. 制度内容

※以下の①・②の措置については、更なる緩和措置が適用される場合がありますので、日本公庫（沖縄県内では沖縄公庫）にお問い合わせ下さい。

①貸付限度額：中小事業 7億2千万円、国民事業一般貸付とは別枠で4,800万円
商工中金 7億2千万円

②貸付利率：基準金利（5年以内（平成23年3月12日現在））

中小事業1.75%、国民事業2.25%、商工中金1.75%

※1：特に業況が悪化している等の条件に合致する中小企業者に対しては、最大で0.5%の金利引下げ措置あり（日本公庫・沖縄公庫）

※2：ただし、貸付利率が3.0%を超える場合には、金利減免措置あり（中小事業）

- ③貸付期間：運転資金 8 年以内（据置期間 3 年以内）
設備資金15年以内（据置期間 3 年以内）

3. お申し込み先

日本公庫（沖縄県内では沖縄公庫の支店）又は商工中金の支店にお申し込み下さい。（→23 ページ参照）

6. セーフティネット保証（5号） ＜直接被害を受けた方、間接被害を受けた方の両方が対象＞

1. 制度概要

①対象者

指定された業種（※1）に属し、売上高の減少等（※2）について、市区町村の認定を受けた中小企業が対象です。

※1：平成23年4月1日～9月30日については原則全業種である82業種が対象（農林水産業、金融業等は対象外）

※2：基準（平成23年4月1日～9月30日については、以下イ）～ハ）のいずれかを満たす必要があります）

イ）最近3か月の売上高等が前年同期比5%以上減少

ロ）製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者

ハ）東北地方太平洋沖地震の発生後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月比20%以上減少、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比20%以上減少が見込まれること

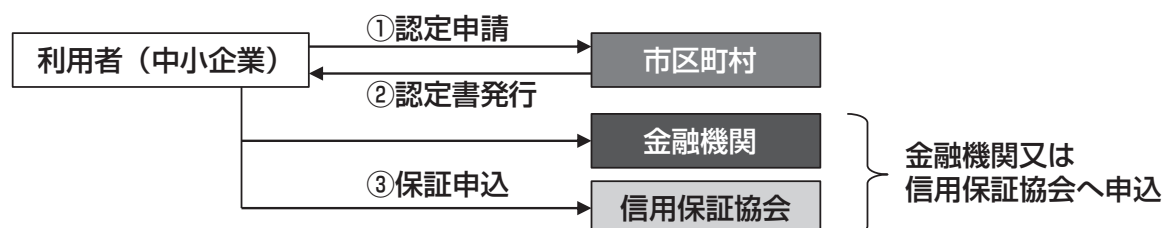
②保証限度 無担保8千万円、最大2億8千万円

- ・一般保証と別枠。災害関係保証（20ページ参照）と同枠。
- ・融資額の全額を保証。

③保証料率、保証期間各信用保証協会にお問い合わせ下さい。

2. お申し込み手続の流れ

①利用者の本店（個人事業主は主たる事業所）所在地の市区町村の商工担当の窓口にて認定申請（その事実を証明する書面等があれば添付）し、②認定書の発行を受け、③認定書を持参して、希望の金融機関又は信用保証協会に保証を申し込む必要があります。



3. お問い合わせ先

信用保証協会にお問い合わせ下さい。（→23ページ参照）

（注）審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。

その他の資金繰り支援の疑問についてお答えします

Q 1. 業況が厳しいので今借りている資金の月々の返済を減らしたいのですが…

A 1. 日本公庫、沖縄公庫、商工中金、信用保証協会では借入入れをされている方からの「貸付条件の変更」や「借換え」などのご相談に積極的に応じています。まずはこれらの機関にご相談下さい。

Q 2. うちのような従業員も20人以下の小規模な会社に有利な制度があるって本当？

A 2. 【保証】市区町村の認定手続が不要な「小規模企業向けの小口保証制度」(100%保証)があります。従業員20人（商業又はサービス業は5人）以下の小規模企業の方は、保証協会の利用残高が1,250万円まで利用できます。

【融資】商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小規模企業の方が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人でご利用頂ける「マル経融資制度」があります。

Q 3. 創業したいと思っていますが、融資が受けられなくて…

A 3. 【保証】これから創業する方や創業から5年未満の方を対象とした「創業保証制度」(100%保証)を用意しています。

【融資】日本公庫、沖縄公庫では、これから創業する方や創業後税務申告を2期終えていない方を対象に無担保・無保証人の「新創業融資制度」を用意しています。

Q 4. 他に資金繰り支援策って無いの？

A 4. 以下のような制度があります。

【保証】金融機関からの借入額の80%まで保証する制度（保証協会）

【融資】海外展開を行う中小企業の方を対象とする制度（日本公庫）

資金繰り支援のご相談窓口

【保証】

長野県信用保証協会 026-234-7288

【融資】

(株)日本政策金融公庫 0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 098-941-1795

(株)商工組合中央金庫 0120-079-366

ナビダイヤル

中小企業電話相談ナビダイヤル0570-064-350 (9:00 ~ 17:30)

最寄りの経済産業局等の中小企業課につながります。

平成23年東北地方太平洋沖地震等に係る被災中小企業者対策について (小規模企業共済災害時貸付等の追加対策)

上記災害発生つき、経済産業省は、小規模企業共済契約者に対する貸付制度について、一段の金利引き下げ等の措置を講じ、危急の事業資金の確保のための支援を拡充いたします。

(平成23年3月18日)

1. 「災害時貸付」の更なる条件緩和

上記災害により被害を受けた小規模企業共済契約者に対し、(独)中小企業基盤整備機構において原則として即日到低利で融資を行う「災害時貸付」を既に実施しているところです。今般、この貸付金利を無利子にするなど特段の配慮を講じ、貸付条件の更なる条件緩和を実施します。(3月11日以降、既に貸付けを受けられている共済契約者についても、遡って当該措置を適用します。)

(1) 貸付金利の無利子化

貸付金利を1.5%から0.9%に引き下げる措置を既に講じているところですが、今般の甚大な被害状況に鑑み、当該地震の直接罹災共済契約者については、貸付金利を無利子とする特段の配慮を講じます。(間接被害者については、引き続き、貸付金利0.9%を適用します。)

(2) 貸付限度額の引き上げ

貸付限度額を1,000万円から2,000万円に引き上げます。

(ただし、共済契約が解約された場合に支払われる解約手当金の範囲内となります。)

(3) 償還期間の延長及び据置期間の設定

①償還期間を1年間延長することにより、資金繰りを支援します。

(i) 貸付金額が500万円以下の場合、3年を4年に延長します。

(II) 貸付金額が505万円以上の場合、5年を6年に延長します。

②据置期間を設定し、罹災当初の資金繰りを支援します。

(i) 設定なし → 据置期間12ヶ月

2. 「緊急経営安定貸付」の適用

上記災害の発生により、港湾・道路等の途絶、計画停電の実施、ガソリン・資材等の流通難等、多様な弊害が発生しています。これらの影響を受け、事業活動に支障をきたし、1月間の売上高が前年同月に比して急激に減少することが見込まれる小規模企業共済契約者に対し、貸付金利を1.5%から0.9%に引き下げる措置(緊急経営安定貸付の適用)を実施します。

長野県信用保証協会の

借換保証

をご活用ください！

借換保証は、
現在借入している保証付き融資を新たな保証付き融資で借り換える保証制度です。

- 返済期間が長くなります。(最長10年)
- 複数の保証付き融資を一本化することにより毎月の返済額が軽減されます。
- 返済資金以外の事業資金を新たな保証付き融資に含めることも可能です。

資金繰り安定を図るために有効な本保証制度を、ぜひご活用ください。

【借換保証活用例】

既存保証付き融資3口(合計残額2,500万円・期間最長7年・毎月返済額合計49万2千円)を
借換保証を利用し、3,000万円(新規借入500万円含む)、返済期間10年で借り換えた場合

借入金 500万円
(残額300万円)
返済期間 5年
毎月返済額 8万5千円

借入金 1,000万円
(残額800万円)
返済期間 5年
毎月返済額 16万7千円

借入金 2,000万円
(残額1,400万円)
返済期間 7年
毎月返済額 24万円

借換保証にて一本化

借入金3,000万円
返済期間10年
毎月の返済額25万円

借換保証を利用することで、

- ・新規に500万円借入
 - ・返済期間:最長7年⇒10年
 - ・毎月返済額:49万2千円⇒25万円
- となり、資金繰りを安定させることができます。

新規借入金
500万円

中小企業のグッドパートナー&ベストサポーター



長野県信用保証協会

URL <http://www.nagano-cgc.or.jp> E-mail hosyo@nagano-cgc.or.jp

TEL 026(234)7288 フリーダイヤル0120(34)7680

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に 取り組む企業の皆様へ

少子高齢化や働き手の減少が進む中、ここ長野県でもワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が大切な課題になっています。長野労働局では、次のような助成制度を通じ、社員の方の労働時間や休暇制度、育児・介護のための環境作りなどワーク・ライフ・バランスに取り組む企業を応援しています。

労働時間等設定改善推進助成金制度

事業主団体としてのネットワークを活用して、会員企業に対し、労働時間や休暇制度などワーク・ライフ・バランスに関する相談・指導・援助を自主的に行う中小事業主団体等に、要した費用の一部を助成する制度です。

職場意識改善助成金制度

労働時間や休暇制度などワーク・ライフ・バランスに関し、職場意識改善計画（2カ年計画）を策定し取組を行った中小事業主に対して、助成金を支給する制度です。

詳しい資料等につきましては厚生労働省のホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/roudou/jikan/index.html>をご参照ください。

都道府県労働局の安全衛生主務課名が変更されました ～平成23年4月1日から～

厚生労働省は、4月1日から都道府県労働局の安全衛生主務課名を健康安全課または健康課に名称変更しました。

労働災害件数が中長期的に減少する一方、過労死や精神障害の労災保険給付事案は増加するなど労働災害は質的に変化しており、メンタルヘルス、過重労働および受動喫煙などの労働者の健康管理に関する問題への対応が強く求められています。

このため、都道府県労働局の安全衛生主務課については、こうした国民のニーズに応え、労働者の健康確保への取り組みをこれまで以上に担う組織とすることに伴い名称変更することとしました。平成22年度まで使用されていた「安全衛生課」・「労働衛生課」といった名称は、下の図のようになっております。なお、今回の名称変更による担当業務に変更はありません。

●北海道、東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫、福岡の各労働局の場合

（現行）

（変更後）

労働衛生課

→

健康課

※安全課の名称は、変更ありません。

●上記以外の労働局の場合

（現行）

（変更後）

安全衛生課

→

健康安全課

しんざんしき 常楽寺晋山式・北向観音御開帳 ～50年ぶりに開催～

御本堂が北に向いている北向観音は全国でも珍しく、南向きに建てられている善光寺に詣で「未来往生」を、北向きに建てられている北向観音にお参りし「現世利益」を願わなければ、片参詣りと言われていました。

「晋山式」とは寺に新たな住職が就任する際に執り行われる儀式で、この晋山式に合わせて御本尊の御開帳も行われます。常楽寺では50年ぶりに開催されるもので、大変貴重な機会です。境内に建てられる回向柱に触れることで、御本尊との結縁が生まれます。

- 1 期 間 4月29日（金・祝）～5月3日（火・祝）
- 2 会 場 北向観音堂
- 3 内 容 ▼4月29日 9:00～ 常楽寺本堂にて晋山式
稚児行列、新住職行列
11:00～ 北向観音堂にて開闢（かいい）法要
▼4月30日 11:00～ 北向観音堂にて開帳法要（善光寺大勧進）
▼5月1日 11:00～ 北向観音堂にて献茶式（武者小路千家・家元後嗣）
常楽寺本堂にて御茶席（武者小路千家・講師）
▼5月2日 11:00～ 北向観音堂にて開帳法要（善光寺大本願）
▼5月3日 11:00～ 北向観音堂にて結願法要（浅草寺貫主）
- 4 アクセス 〔列車で〕JR上田駅から上田電鉄別所線で約30分、別所温泉駅下車徒歩約10分
〔お車で〕上信越自動車道上田菅平ICから約30分
- 5 お問い合わせ 別所温泉観光協会
（住所）〒386-1431 上田市別所温泉
（電話）0268-38-3510
（URL）<http://www.bessho-spa.jp/>



外信州

信州に泊まろう!

キャンペーン

対象宿泊
期間

平成23年1月21日(金)~4月30日(土)

プレゼント応募締切/平成23年5月16日(日) ※抽選開始



心まであったかい
信州おもてなしの宿



長野県観光PRキャラクター
「アルクマ」

信州は
おもてなしの
心で

泊まって
抽選で
合計888名様に
プレゼント!

期間中に、長野県内の宿泊施設に泊まって、専用応募
はがきに宿泊施設のスタンプをもらって送ると、抽選で

宿泊券、エコ商品、長野県産品、アルクマグッズ等

をプレゼント!



県内長野県産品ホテル



「アルクマ」ぬいぐるみ
合計で350個プレゼント



「アルクマ」ぬいぐるみストラップ
※写真はイメージです。

長野県公式観光サイト「さわやか信州旅.net」キャンペーン
ホームページに各宿泊施設の「おもてなし企画」を掲載
キャンペーン期間中に、キャンペーンホームページ掲載の「おもてなし企画」に
参加すると、宿泊施設ごとに掲載された宿泊「おもてなし」を応募させていただきます。
賞品抽選は抽選会を開催し、抽選結果はキャンペーンホームページに掲載いたします。
※平成23年1月中旬から抽選予定

主催/長野県、(社)信州・長野県観光協会、信州キャンペーン実行委員会

共催/長野県観光ホテル組合、長野県ペンション振興協議会 ■協力/日本旅行協会長野県地区会、(社)全国旅行業協会長野県支部

長野県公式観光ウェブサイト「さわやか信州旅.net」より
キャンペーンホームページをご覧ください。
<http://www.nagano-tabi.net>

さわやか信州 旅 情報

長野県内の最低賃金

★必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も★

長野県内の事業場で働くすべての労働者に適用される「長野県最低賃金」（地域別最低賃金）、及び特定の産業の基幹的労働者に適用される「特定最低賃金」（産業別最低賃金）が次のとおり改正されました。（それぞれの最低賃金の効力発生日にご注意下さい。）

地域別最低賃金	時間額	効力発生日	★長野県最低賃金は、長野県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。
長野県最低賃金	円 693	平成22年 10月29日	★なお、下記の産業で働く労働者にはそれぞれの特定（産業別）最低賃金が適用されます。

特定最低賃金 (産業別最低賃金)	時間額	効力発生日	特定(産業別)最低賃金から適用除外され、 長野県最低賃金が適用されるもの	
			適用除外業種	適用除外者及び適用除外業務
計量器・測定器・分析機器・試験機・医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	円 783	平成22年 12月11日	測量機械器具製造業、理化学機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③次に掲げる業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業	円 794	平成22年 11月27日	ボイラー・原動機製造業、建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業（毛糸手編機械製造業を除く）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所	イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による選別、袋詰め、箱詰め又は包装の業務 ハ 手作業により又は手工具若しくは手持空圧・電動工具を使用して行う熟練を要しない部品の組立て又は加工の業務
各種商品小売業	円 751	平成22年 12月31日		①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者
印刷、製版業	円 746	平成22年 12月31日		

※純粋持株会社については、管理する子会社を通じての主要な経済活動が上表に記載される産業に分類されます。純粋持株会社とは、主たる事業を持たず、株式の所有を通じて他の会社の事業活動を支配することを目的としている会社のことです。

お問い合わせは、最寄りの労働基準監督署 又は 長野労働局 労働基準部 賃金室（電話026-223-0555）へ

長野労働局

長野労働局HP <http://www.nagano-roudoukyoku.go.jp>

相互扶助の共済制度として 皆さんをサポートします！

お得な掛金

ワイドな補償

確かな安心

火災共済

☆あなたを力強くバックアップ

- 保険料の軽減にお役立ていただけます。
- ワイドな補償（普通火災・総合火災）で大きな安心。
- 自分の財産は自分で守るのが基本です。
- 火災保険の内容を見直しませんか？

くるま共済

☆交通事故の際に、経済的負担をサポート

- 共済金は、契約者にお支払いします。
- 自動車保険とは一切関係のない共済制度です。
- 交通事故は起こしても、起こされても嫌なものです。
- 自動車保険にもう一つの安心をプラスしませんか？

医療総合 保障共済

☆24時間「健康相談」と「名医」紹介付でサポート

- がんと医療をセットにした大型プラン。
- 家計にやさしいミニプラン（がん共済又は医療共済のみ）
- 新規加入は満6歳～満69歳まで、継続は満89歳まで。
- 加入は告知書でOK。
- 入院は1日目からお支払いします。

労働災害 補償共済

☆労災保険の補償だけで十分ですか？

- 政府労災の上乗せ補償として、就業中や通勤途中の事故、ケガを補償します。
- 無記名方式です。
- 建設業者にとって、経営事項審査（ポイントアップ）の要件をすべて満たしております。

お問い合わせ、お申し込みは

長野県火災共済協同組合
長野県中小企業共済協同組合

〒 380-0936 長野市中御所岡田 131-10
中小企業会館 2 階
TEL026 (228) 1174 FAX026 (228) 7497
<http://www.alps.or.jp/kasai/>



各種サービスのご紹介

大口・多頻度割引制度(後払制度)

日本高速道路(株)発行のETCコーポレートカードを使用して、ETCシステムにより高速道路通行料金を支払う組合員に対し、利用実績に応じて割引されます。

但し、1台月額3万円以上となります。

上記、大口・多頻度割引制度に該当しない組合員のために

法人会員のETCカードによる割引制度(後払制度)

当組合のETCクレジットカードを使用して、利用実績に応じてマイレージ割引を行います。

ORSE

(財団法人道路システム高度化推進機構)

登録番号 第0448-022764号

ETC車載器の
販売、セットアップ
できます。

申込み・問い合わせは
(協)長野県商工振興会

<http://www.alps.or.jp>

〒380-0936 長野市岡田131-10 中小企業会館内

TEL(026)291-4567 / FAX(026)228-3511

中小企業の皆様へ大きな安心をお届けします。

医療共済

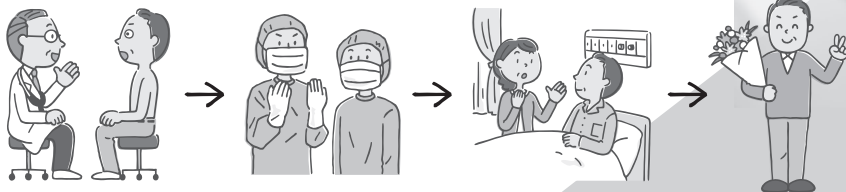
月々**2,400**円で

病気・ケガによる入院補償

1日**7,000**円 + 手術見舞金

事例

Aさん(63歳)は人間ドックで胃に悪性腫瘍が見つかったため、内視鏡手術を行い7日間入院しました。



補償例

7日間×7,000円+内視鏡手術見舞金30,000円
=79,000円

ケガによる24時間補償

月々**1,280**円の掛金で

通院1日**2,000**円

入院1日**6,000**円

死亡 **500**万円

傷害共済
B型の場合

中小企業の^{きずな}絆とは事業主と従業員をつなぐ大切な財産です。

傷害共済

*詳しくはパンフレットをご覧ください。

お申込み・
お問合せは

ながの共済

長野県福祉共済協同組合

長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階

<http://www.naganokyosai.or.jp>

☎ **0120-86-9431**

受付時間:月曜日～金曜日 午前9:00～午後5:00(祝祭日除く)

長野県中小企業団体中央会 行事日程のお知らせ

※平成23年4月から5月にかけての中央会の行事日程をお知らせいたします。

◎平成23年度第1回理事会

開催日時 平成23年4月26日（火）12時30分～

開催場所 長野市 ホテル信濃路「浅間」

- 議 題
- (1) 平成23年度通常総代会等の開催日程の件
 - (2) 平成23年度通常総代会提出議案審議の件
 - ①平成22年度事業&収支決算報告・剰余金処分（案）承認の件
 - ②平成23年度事業計画&収支予算・会費賦課基準（案）の決定について
 - ③顧問・参与推戴の件
 - (3) 国の叙勲・褒章等受章会員顕彰の件
 - (4) その他特別に議する件

◎平成23年度通常総代会

開催日時 平成23年5月24日（火）14時～

開催場所 長野市 ホテルメトロポリタン長野

～長野県中小企業団体中央会～ 人事異動がありました

平成23年4月1日付けで人事異動を行いましたのでお知らせいたします。

氏 名	新	旧
井 出 康 弘	事務局長	連携支援部・部長
西 條 経 治	連携支援部・部長（相談室長）	連携支援部・相談室長
土 屋 明	南信事務所・主事	連携支援部振興課・主事
菅 原 宗 男	連携支援部支援課・調査役	事務局長
根 岸 正 男	退任（協同組合長野県商工振興会・事務局長）	参事
中 島 ま な み	総務部総務課・主事（新任）	

☆働きやすい職場環境づくり

「企業の社会的責任（CSR）」を果たすとともに「あらゆる差別の撤廃と人権教育の推進」に邁進しましょう。

地球に優しい企業人の皆様へ

“あなたにもできる。

ライフスタイルの見直しで、
1人1日1kgのCO₂ 削減”

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート

MONTHLY REPORT

2011

4

No.413

第413号 平成23年4月10日発行
購読料年間 3,000 円（消費税・送料込み）
発行人 佐々木正孝
発行所 長野県中小企業団体中央会
長野市中御所岡田町 131-10
中小企業指導センター内
TEL.026-228-1171
印刷所 カシヨ株式会社



人を思う。未来を思う。

商工中金

個人向け新型定期預金

マイハーベスト

有利な金利設定

1年、2年、3年から期間が選べる

固定金利の半年複利

お預け入れは50万円から

長野支店

〒380-0814 長野市西鶴賀町1483-11
☎026(234)0145(代)

諏訪支店

〒392-0026 諏訪市大手1-14-6
☎0266(52)6600(代)

松本支店

〒390-0811 松本市中央1-23-1
☎0263(35)6211(代)